

広情個審第52号
平成29年3月28日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年12月9日付け広市教学教第122号、広市教学教第124号、広市教学教第126号及び広市教学教第128号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第31～34号関係）

答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

- ① 平成26年12月9日付け広市教学教第122号の諒問事案（諒問第31号事案）

平成26年10月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月11日付け広市教学教第105号で行った存否応答拒否決定に対する同月14日付け異議申立て

- ② 平成26年12月9日付け広市教学教第124号の諒問事案（諒問第32号事案）

平成26年10月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年11月11日付け広市教学教第106号で行った存否応答拒否決定に対する同月14日付け異議申立て

- ③ 平成26年12月9日付け広市教学教第126号の諒問事案（諒問第33号事案）

平成26年10月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年11月11日付け広市教学教第107号で行った存否応答拒否決定に対する同月14日付け異議申立て

- ④ 平成26年12月9日付け広市教学教第128号の諒問事案（諒問第34号事案）

平成26年10月29日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年11月11日付け広市教学教第108号で行った存否応答拒否決定に対する同月14日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記4件の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした保有個人情報を「本件請求対象保有個人情報」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当です。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

保有個人情報の開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 申立人は告発者であり、処分の対象者の氏名も違反事実を承知しており、処分の詳細を開示したとしても、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第4号の広島市的人事管理に問題などない。

イ 告発に従って処分されたとすれば当然、市として告発者である申立人に説明責任が伴う。

ウ 条例第11条第2号については、これは除外規定工の「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にあたるもので理由がない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書の主張を要約すると、次のとおりです。

(1) 実施機関は、懲戒処分の公表基準を定め、この基準に従って懲戒処分の公表を適切に行っている。

(2) 本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第11条第2号及び第4号に規定する不開示情報である申立人以外の特定の個人及び人事情報に関する情報を明らかにすることになるため、条例第14条の規定に基づき、開示請求には応じることができない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 審議の併合について

諮問第31～34号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとしました。

(2) 条例第11条第2号該当性について

ア 条例第11条第2号の定めについて

条例第11条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日

その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定しています。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を意味しているものと解され、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、特定の職員個人に関する事実、評価等に関する情報であることから、個人情報に当たります。

また、同号ただし書において、「ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報」、「イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報」、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「エ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しています。

イ 本件不開示部分の条例第11条2号該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の職員の懲戒処分関係書類の開示を求めていることから、本件請求対象保有個人情報は、特定の職員に関する懲戒処分等に関係する一切の公文書ということになります。そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、その特定の職員に関する懲戒処分等の情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになります。そして、本件情報は、申立人以外の個人に関する情報であって、氏名により特定されていることから、「特定の個人を識別することができるもの」に当たることも明らかです。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第11条2号本文に該当します。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報、すなわち、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきですから、本件職員の「職務の遂行に係る情報」ということはできません。したがって、本件情報は同

号ただし書工には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないものと認められます。

ウ 以上によれば、本件情報は、条例第11条2号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになりますから、同条4号該当性を判断するまでもなく、条例第14条により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができるというべきです。

なお、申立人は、処分の対象者の氏名及び違反事実を承知しているから、個人情報を保護する理由がない旨主張しています。しかし、条例は、開示又は不開示の判断に当たって、開示請求者が開示請求者以外の個人に関する情報を知っているなどの個別的事情は考慮しないと解されることから、申立人の主張は、前記の判断を左右するものではありません。

(4) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 12. 9	広市教学教第122号の諮問を受理（諮問第31号で受理） 広市教学教第124号の諮問を受理（諮問第32号で受理） 広市教学教第126号の諮問を受理（諮問第33号で受理） 広市教学教第128号の諮問を受理（諮問第34号で受理）
28. 7. 29 (第1回審査会)	第1部会で審議
28. 9. 1 (第2回審査会)	第1部会で審議
28. 9. 20 (第3回審査会)	第1部会で審議
28. 10. 21 (第4回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大橋 弘美	弁護士
片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授